

## 当院における診療について

・月初めの診察は健康保険証や各種医療券をご提出ください

通院されている患者様も毎月の確認が義務付けられています。※保険証には有効期限があります。退職、転職など、保険証に変更があれば窓口までご連絡ください

・お薬手帳をご持参ください お薬のみ希望の方も診察が必要です。

・未成年者の受診に際して保護者の方へのお願い 当院では、未成年者の受診に際して保護者の同伴をお願いしております。診察はインフォームドコンセント（説明と同意）に基づくことを前提としております。患者様が未成年などの場合、保護者の方に検査や治療の目的、それに伴うリスクなどについて説明し同意していただく必要があります。

・個人情報保護について 当院では患者さんの個人情報の保護に万全の体制を採っています。当院では、患者さんの個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。当院での患者さんの個人情報の利用目的は

1. 院内での利用：①患者さんに提供する医療サービス ②医療保険事務 ③会計・経理 ④医療事故等の報告 ⑤当該患者さんへの医療サービスの向上 ⑥院内医療実習への協力 ⑦医療の質の向上を目的とした院内症例研究 ⑧その他、患者さんに係る管理運営業務

2. 院外への情報提供としての利用：①他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 ②他の医療機関等からの照会への回答 ③患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合 ④検体検査業務等の業務委託 ⑤ご家族等への病状説明 ⑥保険事務の委託 ⑦審査支払機関へのレセプトの提供 ⑧審査支払機関または保険者からの照会への回答

⑨事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知 ⑩医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等 ⑪その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

3. その他の利用：①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ②外部監査機関への情報提供

4. 特記事項 ①上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。②お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。③これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

・ニコチン依存症管理料について 当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。敷地内は禁煙となっておりますので協力ください。

・「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について 当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたしております。

明細書には、行われた検査・処置の名称や、使用した薬剤の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

・お電話でのお問い合わせについて お電話での病状のご相談は、病状の程度によりその内容をカルテに記入し、「再診料」をいただくことがあります。何卒ご了承お願い申し上げます。

・休日、夜間の電話対応について 当院では、時間外における病状の悪化等による問い合わせに対して対応しています。時間外に病状が悪化した場合には、当院へお電話ください。《093-651-6125》 外出している際は、院長の携帯に転送いたします。もし電話が繋がらない場合には、留守番電話にお伝えください。速やかに折り返しお電話いたします。もしくは、夜間・休日センターにお電話をお願いいたします。《093-522-9999》

・地域包括診療加算及び機能強化について 当院は「かかりつけ医」として次ぎの様な取り組みを行っております。(1)健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。(2)介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。(3)夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております。(4)抗菌薬の適正な使用を推進するため、「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に抗菌薬の適正な使用の普及啓発に資する取り組みを行っております。

・届出について 当院は九州厚生局に下記の届出をおこなっております

(1) 基本診療料の施設基準等に係る届出；(ア)時間外対応加算 (イ)機能強化加算 (ウ)地域包括診療加算 (エ)オンライン診療料 (オ) 外来感染対策向上加算  
(2) 特掲診療料の施設基準に係る届出；(ア) 在宅時医学総合管理料および施設入居時等医学総合管理料 (イ) ニコチン依存症管理料 (ウ) 喘息治療管理料 (エ) 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

・長期処方・リフィル処方箋についての揭示・当院では、患者さんの状態を鑑み 28 日以上長期の処方を行う事、リフィル処方箋を発行する事の何れの対応も可能です。尚、長期処方、リフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。リフィル処方箋とは；病状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で一定期間内に最大三回まで反復利用出来る処方箋です。同一保険局で継続して調剤を受ける事が出来ない場合は前回調剤された薬局にご相談ください。リフィル処方箋の留意点 1)医師が患者の状態等を踏まえ個別に投与期間を判断します（最大三回まで） 2)投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤はリフィル処方が出来ません。3)薬剤師から、体調や服薬状況の確認の為同一の保険薬局で調剤を受ける事を勧める説明をすることがあります。4)薬剤師から次回の調剤予定の確認予定される時期に患者が来局しない場合は電話などによって状況を確認することがあります。また患者が他の薬局において調剤を受ける場合は当該薬局に調剤の状況と共に必要な情報をあらかじめ提供することがあります。5)患者の体調変化を考慮しリフィル処方箋の有効期間内であっても薬剤師は調剤を行わずに患者に受診を勧め処方医へ情報提供する場合があります。

・院内トリアージについて 当院では、院内トリアージ（治療の優先度や選別）を実施しております。厚生労働省の規定する「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱い」に基づき院内トリアージ実施料を算定しております。

・医療情報・システム基盤整備体制充実について 当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

・電子カルテにおける情報の外部保存について 当院で使用している電子カルテシステム「M3DigiKar」では患者様の情報をクラウド上にて保管して運用しています。保管しているデータは、国内で物理的に離れた複数個所にあるセキュリティの堅牢なデータセンターにて保管されています。個人情報の保護については院内の掲示物をご確認ください。使用システム：M3DigiKar システム 管理会社：エムスリーデジタル株式会社 システム運用責任者兼個人情報保護責任者 しみず内科クリニック 院長 清水 一郎

・一般名処方について 当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

・後発医薬品使用体制について 当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。※一般名処方とは；お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

・外来後発医薬品使用体制について 当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

以上、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

令和6年5月1日 院長